

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長大朮宗徳  
(JASDAQ・コード6729)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 執行役員経営管理担当 林 亨  
電 話 03-3242-0100

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社および連結子会社（以下、当社グループ）に対し、Global Technovations, Inc.（以下、GTI）より提起されていた訴訟（平成 15 年 11 月 14 日に開示済・別紙参照）について判決が出されました。その内容について、当社の顧問弁護士事務所より報告がありましたので、本書面のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起された年月日

平成 15 年 9 月 30 日

#### 2. 判決のあった年月日

平成 22 年 7 月 2 日付

#### 3. 訴訟の経緯

GTI は、平成 12 年 8 月に当社グループから Onkyo America, Inc.（以下、OAI）の全株式を取得しました。しかし、その翌年 12 月に GTI および OAI は、市場環境の低迷と売上高の減少による財政状態の悪化を理由に連邦破産法の適用を申請しました。

本訴訟において GTI が当該株式取引の無効を主張し、譲渡対価である 13 百万 US ドルの払い戻し等を要求していたのに対し、当社グループは、本取引が、適切な情報開示と誠実な株式売買交渉に基づいて行われたものであると主張して参りました。

#### 4. 判決の内容

米国ミシガン州東部地区連邦破産裁判所が原告の主張の一部を容認し、売却時の OAI の価値を 6.9 百万 US ドルと認定したため、6.1 百万 US ドルの支払いを当社グループに命ずるものであります。

#### 5. 今後の見通し

このたびの判決につきまして、当社としましては控訴等の手続きを取ることを含め、今後の方針について検討して参ります。本件に関する新たな開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

各 位

大阪府寝屋川市日新町 2 番 1 号  
オンキヨー株式会社  
取締役社長 大 舘 直 人  
(コード番号：6729)

問合せ先： 取締役執行役員  
管理本部副本部長  
小 関 雅 富  
電話番号：072 - 831 - 8001

## 訴訟の提起のお知らせ

今般、当社および連結子会社は下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、お知らせいたします。

### 記

1 . 当該訴訟の提起を受けた当社および当該連結子会社の名称、住所および代表者の氏名

( 1 ) 当社

社名 オンキヨー株式会社  
所在地 大阪府寝屋川市日新町 2 番 1 号  
代表者 取締役社長 大 舘 直 人

( 2 ) 連結子会社

社名 ONKYO U.S.A.CORP.  
所在地 18 PARK WAY, UPPER SADDLE RIVER, NEW JERSEY 07458, U.S.A.  
代表者 代表取締役社長 宮城 謙二

( 3 ) 連結子会社

社名 ONKYO EUROPE ELECTRONICS GMBH  
所在地 LIEGNITZERSTRASSE 6, 82194 GROEBENZELL, GERMANY  
代表者 支配人 森 勇

( 4 ) 連結子会社

社名 ONKYO ( MALAYSIA ) SDN. BHD.  
所在地 No.1, JALAN P/5, KAWASAN PERUSAHAAN SEKSYEN 13,  
43650 BANDAR BARU BANGI, SELANGOR DARUL EHSAN, MALAYSIA  
代表者 代表取締役社長 宮本 和夫

2 . 当該訴訟の提起があった裁判所および年月日

米国ミシガン州東部地区破産裁判所 平成 15 年 9 月 30 日

3. 当該訴訟を提起した者の名称、住所および代表者の氏名

(1) 社名 Global Technovations, Inc.  
所在地 Palm Beach Gardens, Florida, U.S.A.  
代表者 William C. Willis, Jr

(2) 社名 Onkyo America, Inc.  
所在地 Columbus, Indiana, U.S.A.  
代表者 Kenneth Nathan

4. 当該訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 内 容

原告Global Technovations, Inc.(以下、GTI)は、2000年8月に、オンキヨー株式会社、ONKYO EUROPE ELECTRONICS GMBHおよびONKYO (MALAYSIA) SDN.BHD. が保有していたOnkyo America, Inc.(以下、OAI)の全株式を取得しました。

その後、2001年12月に、GTIおよびOAIは、市場環境の低迷と売上高の減少による財政状態の悪化を理由に破産法の適用を申請しました。

ところが今日に至って、GTIは2000年8月のOAI株式の取引の無効を主張し、譲渡対価の一部である13百万USドルの払い戻し等を要求しています。

またOAIは、当社子会社がOAIに販売した部品代金のうち、OAIの破産申請前90日以内に、当該子会社が回収した約65万USドルを返還するよう要求しています。

オンキヨーグループはこの告訴に対して徹底的に抗弁する所存であります。

(2) 損害賠償請求金額 13.65 百万 US ドル

(参考：平成15年3月期末連結純資産 7,051 百万円)

以上